

教 育 課 (学 校 教 育)

青森県教育振興基本計画2024～2028年度（学校教育関係分）と「上北の教育」方針、	重点の関係 …	10
学校教育指導の方針と重点		11
活用してほしい資料一覧		20
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置		28
特別支援教育巡回相談員の訪問		29
特別支援教育専門家チームの設置		31
事故、感染症等の報告		32
児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合		32
感染症、食中毒等の場合		33
鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合		34

※「子ども」「障害者」の表記は、青森県教育振興基本計画（2024～2028年度）に基づき、「こども」「障がい者」としている。

■青森県教育施策の方針		■R7「上北の教育」										
青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。 このため、 夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育 学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育 次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用 活力、健康、感動を生み出すスポーツ を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。		方針：郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。										
		重点の主な関連										
		1 授 業	2 道 徳	3 特 別 活 動	4 体 育 健 康	5 生 徒 指 導	6 キ ャ リ ア	7 特 別 支 援	8 環 境 教 育	9 国 際 化	10 情 報 化	11 研 修
施策1 「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成		主なキーワード、キーセンテンス										
①	児童生徒の確かな学力を育むため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組みます。	○										確かな学力(方針)、「主体的・対話的で深い学び」(授業)
②	情報活用能力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成に取り組みます。	○								○		情報活用能力(情報)
③	いじめなどの問題行動への対応や読書活動の充実など、豊かな心の育成に取り組みます。	○				○						いじめ、問題行動(生指)、読書活動(授業)
④	関係機関や団体等と連携した、児童生徒の自殺予防対策を推進します。		○		○	○						安心して学校生活を送ることができる風土(生指)、心の健康教育(体健)
⑤	食育の推進や運動習慣の定着など、こどもの健康づくりに関する取組を推進します。					○						食に関する指導(体健)、運動の習慣化(体健)
⑥	地域、職域、学校、関係団体、マスメディア等と連携し、生涯を通じた健康的な生活習慣づくりや疾病に関する正しい知識の普及と実践に取り組みます。					○						健康な生活(体健)
⑦	健全な食生活を生涯にわたって実現する力を養う食育により、本県の強みである「食」の力を生かした身体とこころの健康づくりを推進します。					○						食に関する指導(体健)
⑧	小児期から健康づくりへの関心を高め、ライフステージに応じた生活習慣の改善促進や運動習慣の定着に取り組みます。					○						運動の習慣化(体健)
⑨	自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等、こどもの体験活動を推進します。	○		○			○		○			家庭や地域社会と連携、協力した体験活動(特活)、明確なねらいと見通しがもてる体験活動(キャ)、環境に関わる体験活動(環境)
⑩	幼児教育の質の向上に取り組みとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を推進します。							○				校種間(幼稚園、保育所、認定こども園を含む)における引継や情報共有(特支)
施策2 グローバル社会への対応と主体的に社会に参画する学びの推進												
①	デジタル技術も活用しながら外国語教育を充実させるとともに、異文化理解の促進や、国際的素養を身に付けたグローバル人材の育成に取り組みます。									○		異なった文化や習慣をもつ人々との交流(国際)
②	主体的に課題を発見し、多様な人との協働により課題解決する探究学習の実施や、STEAM教育等の教科等横断的な学習の充実に取り組みます。	○							○			社会の変化に主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働(方針)、教科等の関連を踏まえた(環境)
③	地域活動への参加促進、世代間交流の機会充実などにより、若者の定住意識の醸成に取り組みます。											
④	主権者教育、防災教育、消費者教育、ESD等、主体的に社会の形成に参画する教育を推進します。	○			○				○			災害安全(防災と同義)(体健)、環境教育に係る指導(環境)
施策3 「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進												
①	小・中・高等学校から大学等、そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育の充実に取り組みます。			○			○					現在及び将来を考える生き方指導(キャ)、学級活動をキャリア教育の要(キャ)
②	学校、家庭、大学、地元企業等が、それぞれの役割の下で連携したキャリア教育支援の仕組みづくりを推進します。						○					家庭や地域社会及び関係機関と目標やビジョンを共有(キャ)
③	若者の就業意識や起業意識の醸成、職場定着を意識した県内企業への就職支援に取り組みます。						○					勤労観・職業観の育成(キャ)
④	産業界との連携による地域の産業・生活を支える担い手(職業人)の育成に取り組みます。						○					家庭や地域社会及び関係機関と連携、協力して体験活動(キャ)
⑤	医療従事者を目指す中学生・高校生の増加に向けた取組を支援します。						○					将来の夢や目標の実現(キャ)
施策4 多様な教育的ニーズへの対応												
①	障がいの種類や個々の障がいの状態に応じて、適切なコミュニケーション手段やデジタル技術を活用した児童生徒の学習機会及び交流機会の確保に取り組みます。							○			○	発達障害等の多様な背景を持つ児童生徒への支援(方針)、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援(特支)
②	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援の充実など、インクルーシブ教育を推進します。							○				一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援(特支)
③	特別な支援を要する児童生徒への職業教育や進路指導等、指導・支援の充実と、教職員の専門性向上に取り組みます。						○	○			○	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援(特支)
④	不登校児童生徒に対する学習機会の提供など、一人ひとりのニーズに適した学習支援に取り組みます。	○					○					不登校児童生徒への支援(方針)、不登校・問題行動等について校内でチームを編成(生指)
⑤	外国につながるのあるこどもに対して、日本語を学習する機会の提供に取り組みます。									○		外国人児童生徒等に対して、計画的・継続的な日本語指導や生活適応指導(国際)
施策5 こどもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に向けた人財の確保・育成												
①	児童生徒が質の高い教育が受けられるよう、教職員の専門性向上やキャリア形成支援に取り組みます。										○	教職員の資質向上(方針)、教職員の資質の向上を図る研修(研修)
②	教職員がこどもと向き合う時間を確保できるよう、少人数学級編制の実施や学校における働き方改革の推進、教育を担う多様な人財の確保・活用などに取り組みます。										○	教員の働き方改革(方針)
③	児童生徒が安心して学べる安全な学校施設を整備するとともに、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。	○				○	○					「魅力ある学校づくり」(方針)、学習環境づくり(授業)、安心して学校生活を送ることができる風土(生指)、安全管理及び安全教育(体健)
④	教職員のICT活用指導力の向上や校務のデジタル化の推進など、学校における情報化(教育DX)を推進します。										○	
⑤	教育の実質的な機会の均等が図られるよう、教育費負担の軽減のための就学支援等に取り組みます。											

学校教育指導の方針と重点

この学校教育指導の方針と重点は、学習指導要領、青森県で定めた「青森県教育施策の大綱2024～2028年度」「青森県教育振興基本計画2024～2028年度」、「令和7年度学校教育指導の方針と重点」を基に、『上北の教育』の重点に係る調査」及び管内小・中学校の現状を踏まえ、管内指導主事全員協議会で協議し、設定したものです。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

上北の学校教育では、学校で学んだことが、こどもたちの「生きる力」となって将来につながり、社会の中で自立した人間として成長できるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童生徒の育成を重要な教育課題としています。そして、これまでも、こどもたちが自ら課題を見つけ自ら学び自ら考える力や、他者とともに協調し、他者を思いやる心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育む教育の推進に取り組んできています。

今後の学校教育では、複雑で予測困難な時代の中でも、こどもたちが、答えのない課題に対して受け身になることなく、社会の変化に主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働し合ったりしながら、未来の創り手となることができるよう、必要な力を育んでいくことが重要です。こうした力は、「生きる力」そのものであり、今後も、「生きる力」の育成を図るとともに、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志の実現に向けた教育を展開することが必要です。

各学校においては、学校教育全体及び各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、具体的で評価可能な教育目標を設定する必要があります。その上で、教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要です。また、資質・能力を育むための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開するとともに、教育活動の質を向上させ学習の効果の最大化を図る、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められます。

なお、上北管内における喫緊の課題として、不登校児童生徒や発達障がい等の多様な背景をもつ児童生徒への支援が挙げられます。「魅力ある学校づくり」を進めるなど発達支持的生徒指導を通して、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長・発達する過程を支える教育活動を展開するとともに、家庭、地域社会及び関係機関と連携・協力していくことが重要です。

学校教育の成否は、直接の担い手である教員の資質能力によるところが大きいといえます。各学校においては、教員の働き方改革を進めていくとともに、校外での研修や校内での日常的な研修等を通じて、教員の資質の向上を図り、より望ましい教育の創造を目指していくことが大切です。

重点 1

授業の充実

実践の強調点

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

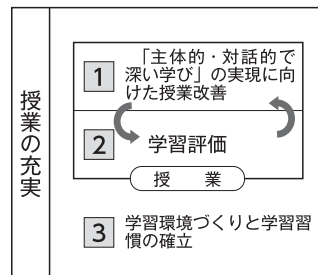
- (1) 目標や内容に応じて、教師が教える場面と児童生徒が考える場面の効果的な組み立てを考えて授業の計画を立てる。
- (2) 問題解決的な学習を重視し、見方・考え方を働かせながら学ぶ指導の工夫をする。
 - ・学習意欲の向上につながる導入
 - ・必然性・必要感のあるめあて（学習課題）
 - ・解決方法や学習の方向性をもたせる見通し
 - ・一人一人が自分の考えをもつ場面設定
 - ・自分の考えを表現する場面設定
 - ・自分の考えを広げ深める対話の場面設定
 - ・学習内容の定着を図るまとめ
 - ・目的に応じた振り返り^{*1}

2 指導と評価の一体化を目指した学習評価

- (1) ねらいに応じて、指導に生かす評価と記録に残す評価を授業の計画に位置付ける。
- (2) 児童生徒の学習の状況や学習指導要領の趣旨を踏まえ、年間指導計画及び評価規準を組織的・計画的に見直す。

3 学習環境づくりと学習習慣の確立

- (1) 学校図書館やICTを日常的・効果的に活用する。
- (2) 各教科等の学習と家庭での学習を連動させて、学習習慣の確立に向けた学び方を身に付けさせる。



構 造 図

*1 成長や変容に気付かせる、次時につなげる、関連付ける、学習・指導改善に生かす等の振り返りが考えられる。

重点 2

道徳教育の充実

実践の強調点

1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

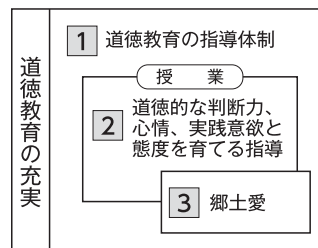
- (1) 校長の経営方針の下、道徳教育推進教師を中心に指導体制を整備する。
- (2) 各教科等の指導内容や育成する資質・能力との関連に着目して、道徳教育の全体計画及び別葉の活用と見直しを行う。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の充実

- (1) 道徳科の特質を踏まえた多様な指導方法を工夫する。
 - ・読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習の工夫
 - ・道徳科における問題解決的な学習の工夫
 - ・道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫
 - ・特別活動等の体験活動の活用の工夫
- (2) 授業実践を振り返り、指導の効果などについて適切に評価することで、授業改善につなげる。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 家庭や地域社会との共通理解に基づく、連携・協力体制^{*1}の整備・充実を図る。
- (2) 郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史等を扱った教材や補助的な教材^{*2}を活用する。



構 造 図

*1 連携・協力体制については、道徳教育の方針や計画の公表、道徳科授業の公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定等が考えられる。

*2 教材や補助的な教材については、教科書、県や市町村教育委員会で作成した教材等が考えられる。

重点 3

特別活動の充実

実践の強調点

1 特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画の整備・充実

- (1) 三つの視点（人間関係形成、社会参画、自己実現）を踏まえ、育成したい資質・能力を明確に位置付けた計画を作成する。
- (2) 内容相互の関連及び各教科等との関連について全教職員で共通理解する場を設ける。

2 「次の課題解決」や「よりよい自分」につなげる学級活動の工夫

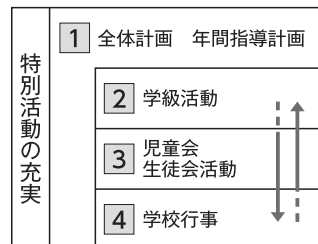
- (1) 全教職員で、次の学習過程を共通理解する。
 - ①問題の発見・確認
 - ②解決方法の話合い
 - ③解決方法の決定
 - ④決めたことの実践
 - ⑤振り返り^{*1}
- (2) 各活動の振り返りにおいて、児童生徒が「次の課題解決」や「よりよい自分」につなげる視点で振り返ることができるようにする。

3 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 指導や評価の方法について、全教職員が共通理解する場を設ける。
- (2) 児童生徒の発想や創意工夫を大切にしつつ、実態や状況に応じた指導を行う。

4 効率的で効果的な学校行事の工夫

- (1) 各行事のねらいや目的に応じて、関連させたり統合したりする。
- (2) 学校行事において、各教科等との関連をもたせた指導を行う。



構造図

*1 ①から④までの一連の活動に対する振り返り

重点 4

体育・健康教育の充実

実践の強調点

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 授業において、児童生徒が運動の楽しさや喜びを味わいながら、自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断できるよう、学習過程を工夫する。
- (2) 教育活動全体において、児童生徒が仲間とともに多様な運動に親しむことができる場や時間を設定する。
- (3) 日常生活において、運動の習慣化につながるよう、家庭、地域社会及び関係機関と連携^{*1}する。

2 心身の健康に関する指導の充実

- (1) 児童生徒が健康課題を自分事として受け止め、適切な意思決定や行動選択ができるよう、指導の内容・方法等を工夫した実践に取り組む。
- (2) 学校保健計画の内容や学校での取組状況の周知を行い、家庭、地域社会及び関係機関と連携して、健康課題の解決を進める。

3 食に関する指導の充実

- (1) 食に関する指導の全体計画①②^{*2}に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、効果的・継続的な指導を行う。
- ◎(2) 児童生徒の食物アレルギーの把握、食に関する危機管理のための体制整備等、衛生・安全面に万全を期す。

◎ 4 安全管理及び安全教育の充実

- (1) 学校安全計画^{*3}及び危機管理マニュアルを教職員間で共通理解するとともに、各学校の実情に応じて評価・見直しを行う。
- (2) 自他の生命尊重の意識を基盤とし、発達の段階に応じて、安全に行動するための指導を行う。
- (3) 家庭、地域社会及び関係機関と連携・協働して、児童生徒の安全確保に取り組む。

体育・健康教育の充実	1 運動
	2 健康
	3 食
	4 安全

構造図

*1 家庭への啓発活動や地域スポーツ活動の情報提供等の取組が考えられる。

*2 全体計画①

学校教育目標や各学校で定める食に関する指導の目標及び内容、指導体制、評価などの基本的な事柄を概括的・構造的に示したもの。一般的な全体計画。

全体計画②

年間を通しての指導の計画を簡潔に示したもの。年間指導計画。

*3 学校安全については、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の従来の3領域に加え、SNSに起因する犯罪や性犯罪など「現代的な課題」も含む。

「◎」…児童生徒の命に関わる項目

重点 5

生徒指導の充実

実践の強調点

1 児童生徒のよさを伸ばし社会的資質・能力の発達を支える協働的な指導体制の充実

- (1) 生徒指導の方針・基準を明確化・具体化し、実践に対して適切な評価と見直しを行う。
- (2) 発達支持的生徒指導を意識した生徒指導を実践するための校内研修を行い、教師の指導力、学校の組織的対応力を高める。
- (3) 学校間、家庭、地域社会及び関係機関と情報を共有し、児童生徒の特性や実態に応じた支援を行う。

2 生徒指導の実践上の視点を意識した学習指導や学年・学級経営の充実

- (1) 児童生徒に対して日頃の挨拶、声かけ、励まし等を通して、自己存在感を感じさせられる実践を行う。
- (2) 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できる共感的な人間関係を育成する。
- (3) 児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させることを尊重しながら、授業等において自己決定する場を設定する。
- (4) 安心して学校生活を送ることができる風土を児童生徒自らが作り上げられるよう、全教職員が一致協力して組織的に支援する。

3 チーム支援による教育相談の充実

- (1) 日常的な関わりを大切にするとともに、教職員間で情報を共有するなどしながらアセスメント（児童生徒理解）に基づいた教育相談を行う。
- (2) 不登校・問題行動等のさまざまな状況についてチーム^{*1}を編成し、連携・協働して組織的に対応する。

◎ 4 いじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けて、児童生徒が主体となるいじめ防止活動の場を設定し、その実践に対して継続して支援する。
- (2) 日頃の観察、教育相談、アンケート等から児童生徒の変化に対する感度を高め、積極的な認知を進め、早期に発見し対応する。
- (3) 学校と家庭、地域社会及び関係機関が連携し、より実効的な組織体制を構築する。

生徒指導の充実	1 指導体制
	2 授業 学年 学級経営
	3 教育相談
	4 いじめ

構 造 図

*1 チーム

- ・機動的連携型支援チーム
学級担任と生徒指導主事で組織されるチーム
- ・校内連携型支援チーム
学級担任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW等校内の教職員が連携・協働するチーム
- ・ネットワーク型支援チーム
校外の関係機関と連携・協働するチーム
（「生徒指導提要 令和4年12月」から）

「◎」…児童生徒の命に関わる項目

重点 6

キャリア教育の充実

実践の強調点

1 教育活動全体で進める指導体制の整備・充実

- (1) 学級活動をキャリア教育の要として位置付けた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを行う。
- (2) キャリア教育で育む資質・能力や具体的な指導場面等について、キャリア教育担当教師を中心に、教職員相互の話し合いや情報交換を積極的に行う。

2 現在及び将来を考える生き方指導の充実

- (1) 将来の夢や目標の実現に向け、学習や活動の内容を記録し振り返る場を、学級活動等の中に位置付けて指導する。
- (2) キャリア・パスポートを活用した指導に取り組み、教師による対話的な関わりを大切にする。
- (3) キャリア・カウンセリング^{*1}の視点をもって、教育相談や二者・三者面談等を実施する。

3 発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- (1) 事前・事後指導を工夫し、明確なねらいと見通しがもてる体験活動^{*2}を実施する。
- (2) 家庭や地域社会及び関係機関と目標やビジョンを共有することに努め、連携・協働して体験活動^{*2}を実施する。

キャリア教育の充実	1 指導体制
	2 生き方指導
	3 勤労観・職業観

構 造 図

***1 キャリア・カウンセリング**
児童生徒が自らの意思と責任で進路を選択することができるようにするための、個別又はグループ別に行う指導援助。日常生活で「気付き」を促し、主体的に考えさせ、行動や意識の変容につなげることを意図して働きかける、日常的な「対話」「言葉がけ」を含めた広義なもの。

***2 体験活動**
職場体験に限定するものではなく、職業的発達に関わる4つの能力（人間関係形成能力・情報活用能力・将来設計能力・意思決定能力）育成をねらいとする校内外における体験的な教育活動全般

重点 7

特別支援教育の充実

実践の強調点

1 校内支援体制の充実

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の協議内容を全教職員で共有する。
- (2) 特別支援教育に関する研修を推進する。
- (3) 障がいの種類や程度等に応じた適切な教育課程を編成する。

2 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- (1) 特別支援学級在籍や通級による指導を受ける児童生徒に対し、個別の指導計画等を基に、自立活動を中心とする指導を行う。
- (2) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒^{*1}に対し、個別の指導計画等を基に、困難さに応じた指導・支援を行う。
- (3) 目的や評価を明確にした交流及び共同学習を実施する。

3 学校外との積極的で緊密な連携

- (1) 家庭や地域社会へ、校内における特別支援教育に関する取組を発信する。
- (2) 個別の教育支援計画等を基に、家庭、地域社会及び関係機関^{*2}と連携した支援を行う。
- (3) 指導・支援方法について、校種間^{*3}における引継や情報共有を行う。

「共生社会」の実現に向けた
特別支援教育の充実

1 校内支援体制	2 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援	3 学校外との連携
-------------	---------------------------	--------------

構 造 図

*1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒

知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒

*2 関係機関

特別支援学校、医療機関、療育機関、相談機関、福祉等行政機関など

*3 校種間

幼稚園、保育所、認定こども園も含む

重点 8

環境教育の推進

実践の強調点

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- (1) 全教職員で、学習指導要領等における環境教育の主な内容を共通理解する。
- (2) 教科等の関連を踏まえた全体計画をもとに、PDCAサイクルによる見直し・改善を図りながら、環境教育に係る指導を工夫する。

2 環境に関わる体験活動^{*1}の充実

- (1) 体験活動にあたり、身に付けさせたい力を明確にし、日常化^{*2}につなげる事前・事後指導を計画的・組織的に行う。
- (2) 体験活動についての情報発信や情報収集を通して、体験活動のねらいを家庭や地域社会と共有し、それぞれの教育機能を生かして連携する。

環境教育の推進

1 教科等間を踏まえた指導
2 体験活動

構 造 図

*1 環境に関わる体験活動

自然体験に限られるものではなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や習慣などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験など

*2 日常化

児童生徒が学校で学んだことを家庭や地域社会の中で生かそうとすること

重点 9

国際化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

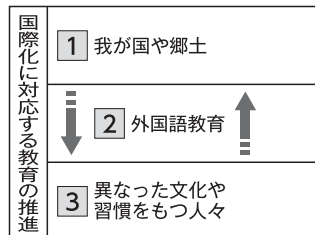
- (1) 郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等の素材を活用し、教育活動全体を通して計画的に指導する。
- (2) 我が国と諸外国の文化や風土等のよさや違いに気付かせるよう指導する。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- (1) 外国語指導助手等を効果的に活用する。
- (2) 各学年の領域^{*1}に応じた、領域ごとの言語活動を充実させる。
- (3) 小・中学校間における、学びの連続性を意識して指導する。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 外国語指導助手や地域に暮らす外国人、外国生活経験者と交流活動をしたり、児童生徒が異なる文化に触れたりする機会を設ける。^{*2}
- (2) 外国人児童生徒等^{*3}に対して、計画的・継続的な日本語指導や生活適応指導を行う。



構造図

*1 領域

「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」の五つの領域を指す。

*2 学校に、帰国児童生徒や外国人児童生徒が在籍する場合、外国での生活や外国の文化に触れた体験などを紹介する場面をできるだけ多く設定することも、国際理解教育の推進につながる。

*3 外国人児童生徒等

日本語指導が必要な日本国籍児童生徒等も含まれる。

重点 10

情報化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

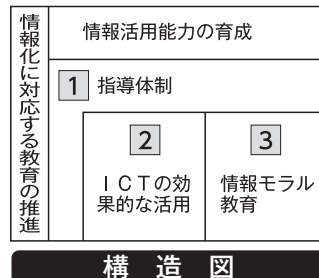
- (1) 発達の段階や校種間の接続を踏まえた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを行う。
- (2) 各校の実態に応じて、情報教育に関する校内研修^{*1}体制を整備する。

2 「主体的・対話的で深い学び」を支えるICTの効果的な活用

ICTの特性を生かした学習活動^{*2}（クラウド活用を含む。）を学習過程に位置付ける。

3 日々変化する情報社会に対応する情報モラル教育の実施

- (1) 各教科等における指導や生徒指導と連携して指導する。
- (2) 指導の内容等について家庭との共通理解を図り、地域、関係機関とも連携して指導する。



*1 情報教育に関する校内研修の内容

- ・授業でICTを活用すること
- ・児童生徒にICTを活用させること
- ・情報モラルを指導すること等

*2 ICTの特性を生かした学習活動

- ・他者との意見共有や比較検討
- ・情報の収集、整理・分析、まとめ・表現等

重点 11

研修の充実

実践の強調点

1 教職員の資質の向上を図る研修の推進

- (1) 教員等の資質の向上に関する指標^{*1}の趣旨や内容を理解する。
- (2) 指標と研修履歴^{*2}、管理職からの指導助言を踏まえて、自らに必要な学びを主体的にマネジメントする。
- (3) 自らに必要な学びを俯瞰的かつ客観的に理解するとともに、目標の設定、実践、振り返りを繰り返しながら、研修に励む。

2 教職員の資質の向上を図る校内研修体制の整備・充実

- (1) 管理職のリーダーシップの下、教職員同士が日常的に学び合う校内研修体制を整備する。
- (2) 同僚性を発揮し、担当学年・教科・分掌の枠を超えて学び合う。

3 実践的研究の充実

- (1) 自校の教育課題の解決に向けて、PDCAサイクルを働かせて研究に取り組む。
- (2) 研究で得た成果や課題を汎用し、自らの授業改善等の実践につなげる。
- (3) 地域の教育資源や学習環境を活用しながら、特色ある教育活動の取組を推進する。



*1 教員等の資質の向上に関する指標

青森県教育委員会が作成（令和5年2月一部改訂）したもの



*2 研修履歴

研修受講履歴のこと。「Plant全国教員研修プラットフォーム」にて閲覧可能。



活用してほしい資料一覧

1 授業の充実

○学習指導要領 教師向け参考資料
(文部科学省)



○指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料
(令和2年3月 国立教育政策研究所)



○全国学力・学習状況調査報告書・調査結果資料
(令和6年7月 国立教育政策研究所)



○使ってみよう学力調査 調査問題活用の参考資料
(令和2年10月 国立教育政策研究所)



①学びの質を高める授業スタンダード
(令和2年3月 青森県教育委員会)



①

②学びの質を高める授業スタンダード実践編
(令和3年3月 青森県教育委員会)



②

○幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料
(文部科学省)



【総合的な学習の時間】

○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)
(令和3年3月 文部科学省)



○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)
(令和4年3月 文部科学省)

2 道德教育の充実

○道德教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」
(平成25年3月 青森県教育委員会)



①「私たちの道德」活用のための指導資料 (小学校)



①

②「私たちの道德」活用のための指導資料 (中学校)
(平成26年11月 文部科学省)



②

○道德教育アーカイブ～「特別の教科 道德」の全面実施～
(平成29年5月 文部科学省)



3 特別活動の充実

- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）教師用指導資料
（平成30年12月 国立教育政策研究所）
- 小学校特別活動映像資料学級活動編
（令和4年3月 国立教育政策研究所）
- 学校文化を創る特別活動（中学校・高等学校編）
（令和5年5月 国立教育政策研究所）



※サイト内中段
「特別活動指導資料」

4 体育・健康教育の充実

【体育関係】

- 児童生徒の1人1台のICT端末を活用した体育・保健体育授業の事例集
（令和4年3月 文部科学省）



- 小学校体育(運動領域)指導の手引～楽しく身に付く体育の授業～
（令和4年4月 文部科学省）



【学校保健関係】

- 「未来を担う子ども健康生活推進事業」～健康副読本
（平成24年2月 青森県教育委員会）



- 薬物乱用防止教室マニュアル〔令和5年度改訂〕
（令和6年3月 日本学校保健会）



- がん教育推進のための教材・補助教材
（令和3年3月一部改訂 文部科学省）



- 外部講師を活用したがん教育ガイドライン
（令和3年3月一部改訂 文部科学省）



- 改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
（平成31年3月 文部科学省）



- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引
（令和2年3月 文部科学省）



- 「ギャンブル等依存症」などを予防するために
（平成31年3月 文部科学省）



【食に関する指導関係】

○学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
(令和元年度改訂 日本学校保健会)



○栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進の
PDCA～
(平成29年3月 文部科学省)



○学校におけるアレルギー疾患対応指針
(平成30年2月 青森県教育委員会)

○食に関する指導の手引 第二次改訂版
(平成31年3月 文部科学省)



【学校安全関係】

○学校事故対応に関する指針【改訂版】
(令和6年3月 文部科学省)



○防災安全の手引(二訂版)
(平成26年3月 青森県教育委員会)

○第3次学校安全の推進に関する計画
(令和4年3月 文部科学省)



○学校の危機管理マニュアル作成の手引き
(平成30年2月 文部科学省)



○学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
(平成31年3月 文部科学省)



○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン+学校安全推進
のための教職員向け研修・訓練実践事例集
(令和4年2月 文部科学省)



【部活動・地域クラブ活動関係】

○運動部活動の指針
(平成30年12月 青森県教育委員会)



○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)



5 生徒指導の充実

○生徒指導提要
(令和4年12月 文部科学省)



○いじめ対応の手引き
(平成31年3月 青森県教育委員会)



○いじめに対する理解を促す動画教材
(令和4年6月 文部科学省)



○ネット安全利用啓発リーフレット「インターネットで キズつけない キズつかない」
(令和元年7月 青森県いじめ問題対策連絡協議会)



○ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント
(令和6年1月 こども家庭庁)



○「生徒指導リーフ」シリーズ (国立教育政策研究所)
・Leaf19 学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順
・Leaf20 アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる
・Leaf22 不登校の数を「継続数」と「新数」とで考える 等



○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
(平成22年3月 文部科学省)



○子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー
(平成26年7月 文部科学省)



○保護者や地域からの要望等への対応の手引き
(令和3年7月 青森県教育委員会)

○あおり子ども・若者支援機関マップ
(青森県環境生活部青少年・男女共同参画課)



○少年からのシグナル
(令和6年 警察庁)



○誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）
について
（令和5年3月 文部科学省）



6 キャリア教育の充実

○進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料
（平成21年3月～ 国立教育政策研究所）



※「2 進路指導関係」

○小学校キャリア教育の手引き
（令和4年3月 文部科学省）

○中学校・高等学校キャリア教育の手引き
（令和5年3月 文部科学省）



○生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈総論編〉
（平成24年3月 青森県教育委員会）

○生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈実践編〉
（平成26年3月 青森県教育委員会）



○「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 平成30年度版
・キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 キャリア・パスポート特別編1～6
（平成30年5月～ 国立教育政策研究所）



○あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～
（令和2年1月 青森県教育委員会）



○令和元・2年度地域と連携したキャリア教育推進事業キャリア形成育成プログラム
指導事例集
（令和3年3月 青森県教育委員会）



7 特別支援教育の充実

○特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための
教育相談ガイドブック
（令和4年3月 青森県教育委員会）



8 環境教育の推進

○環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕
（平成26年10月 国立教育政策研究所）

○環境教育指導資料〔中学校〕
（平成28年12月 国立教育政策研究所）



※サイト下段参照

○こども環境白書2019
（平成31年2月 環境省）



○環境学習Station 環境教育に役立つサイト
（環境省）



○環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」
(令和4年3月 環境省)



9 国際化に対応する教育の推進

○小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック
(平成29年6月 文部科学省)



○中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック
(平成30年3月 青森県教育委員会)



○青森県版中学校英単語集 VERSION V
(平成30年6月 青森県教育委員会)



○小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック
(平成31年3月 青森県教育委員会)



○Youtubeチャンネルmextchannel「外国語教育はこう変わる！」動画リスト
(文部科学省)



○帰国・外国人児童生徒教育情報(文部科学省)
・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について
・情報検索サイト「かすたねっと」へのリンク(参考資料)



○外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて(文部科学省)
・外国人児童生徒等教育に関する研修用動画について
・外国人児童・保護者向け動画
「はじめまして！今日からともだち」「おしえて！日本の小学校」について



○外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA(文部科学省)



○青森県版 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック
(2023年3月 弘前大学教育学部多文化リソースルーム)



10 情報化に対応する教育の推進

○情報化社会の新たな問題を考えるための教材
(令和2年 文部科学省)



○小学校プログラミング教育の手引(第3版)
(令和2年2月 文部科学省)



○教育の情報化に関する手引 ―追補版― (令和2年6月 文部科学省)	
○各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料 (令和2年9月 文部科学省)	
○インターネットトラブル事例集 (2023年版) (令和5年 総務省)	
○小学校を中心としたプログラミング教育ポータル (文部科学省、総務省、経済通産省)	
○StuDX Style スタディーエックス スタイル (文部科学省)	
○教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和4年3月 文部科学省)	
① (旧) 子供の学び応援サイト～学習支援コンテンツポータルサイト～ ② (新) きみの好き！応援サイト たのしく学び隊 (文部科学省)	 
	① ②
○リーディングDXスクール (文部科学省)	
○生成AIの利用について (文部科学省)	
11 研修の充実	
○校長及び教員の資質の向上に関する指標等について (青森県教育委員会)	
○NITS研修動画 (独立行政法人教職員支援機構) ① 校内研修シリーズ ② 研修プランシリーズ ③ 基礎的研修シリーズ (教職スタート講座小学校編)	  
	① ② ③

- ①校内研修活性化のためのアイデアブック
（平成28年3月 青森県総合学校教育センター）
- ②校内研修活性化のためのツールブック
（平成28年3月 青森県総合学校教育センター）



①



②

12 その他

【複式教育】

- ①第39集 へき地・複式教育ハンドブック（一般編）
（平成31年3月 青森県教育委員会）
- ②第40集 へき地・複式教育ハンドブック（事例編）
（令和4年3月 青森県教育委員会）



①



②

【社会教育】

- 学校と地域でつくる学びの未来
（文部科学省）



- つながろう！ひろげよう！みんなでつくる地域学校協働活動 地域学校協働活動ハンドブック～実践編～（令和5年1月 青森県教育委員会）
- 今がその時！みんなでつくる地域学校協働活動ー地域学校協働活動ハンドブックー（平成31年3月 青森県教育委員会）



※ 読み取り用二次元バーコードは、令和7年3月1日時点のもの

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

1 スクールカウンセラー配置・派遣事業

(1) 目的

児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの生徒指導上の様々な課題に適切に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣し、教育相談体制の充実を図る。

(2) 計画的に派遣するスクールカウンセラー

スクールカウンセラー配置・派遣事業実施要項に基づき、管内全ての市町村立小・中学校に派遣する。

(3) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

ア 派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育庁学校教育課にスクールカウンセラー緊急派遣申請書を提出する。

ウ 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）を3部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月にかかる場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに所管する市町村教育委員会及び県教育庁学校教育課並びに上北教育事務所へ1部ずつ提出する。

エ 庶務

スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償及び手当の支給並びに社会保険法、厚生年金法に規定する保険料に関する手続は県教育庁学校教育課が行う。労働者災害補償保険法に関する手続は、上北教育事務所が行う。

2 スクールソーシャルワーカー配置事業

(1) 目的

いじめ、不登校、子どもの貧困等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒を取り巻く環境からその状況の改善を図ることを目的として、福祉や教育に関して専門的な知識や技能を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と家庭や関係機関とのネットワーク構築や、その支援を行う。

スクールソーシャルワーカーの職務

- (1) 関係機関等とのネットワーク構築・連携・調整
- (2) 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- (3) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (4) 教職員等への研修活動

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

ア 派遣

スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項に基づき、必要に応じて管内の小・中学校及び関係機関等にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、上北教育事務所にスクールソーシャルワーカー派遣申請書を提出する。

ウ 庶務

スクールソーシャルワーカーの報酬の支給及び費用弁償並びに災害補償に関する手続は、上北教育事務所が行う。

手続等の詳細については、市町村教育委員会又は上北教育事務所担当指導主事までお問い合わせください。

特別支援教育巡回相談員の訪問

1 趣旨

特別支援教育の知見と経験を備えた特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」）を設置し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の担任等の支援と校内支援体制の充実を図る。

2 巡回相談員の訪問内容

(1) 訪問内容

- ①授業参観、児童生徒観察、協議等を通して、担任への助言・援助
- ②校内支援体制に関する助言・援助
- ③校内研修、ケース会議等への情報提供

(2) 訪問期間・・・原則として、6月～12月の平日の午後

(3) 訪問回数・・・1つの相談内容につき2回程度

(4) 訪問についての留意事項

- 通常学級の担任も訪問を要請できる。
- 巡回相談員は、児童生徒に直接指導はしないものとする。
- 変容の把握や訪問後のケア等のため、1つの相談内容につき、計2回要請すること。
- 特別支援の未経験者は、可能な限り要請すること。（自校で研修可能な場合は除く）
- 同じ学級に在籍する複数児童生徒の対応についての相談ができる。
- 以下の場合、上北教育事務所担当者に相談すること。
 - ・校内に、相談したい学級担任が複数いる場合
 - ・訪問回数を2回よりも増やしたい場合
 - ・年度途中で巡回相談員訪問の必要が生じ、要請したい場合
- 管理職・関係職員は、訪問終了後に助言・援助内容について情報共有を行うこと。
- 助言・援助内容は、校内委員会等により全職員間で共有し、指導に生かすこと。

3 要請手続き

(1) 提出書類・・・①派遣要請書（様式第1-1号）

②フェイスシート（様式第1-2号）※対象児童生徒毎に作成する

※提出書類の様式は上北教育事務所ホームページからダウンロードが可能。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>



(2) 提出先

管内小・中学校・・・・・・・・市町村教育委員会に各2部提出
三本木高等学校附属中学校・・・上北教育事務所に各2部提出

(3) 提出期限・・・令和7年4月18日（金）

- ・期限以降も要請できる。（12月まで）
- ・計画的な訪問のため、上記の期限を設け、一旦要請を取りまとめる。
- ・提出書類の様式は、各学校に電子データで送付する。

(4) 訪問開始までの流れ

5月上旬・・・担当する巡回相談員を関係校に連絡
 5月中旬・・・要請校と巡回相談員で訪問日時を調整
 ※要請校から先に連絡し、助言希望事項や児童生徒の現状等を伝える。
 5月下旬・・・訪問開始について正式通知
 6月上旬・・・順次訪問を開始

4 訪問終了後の提出書類

(1) 提出書類・・・巡回相談員活用報告書（様式3） ※訪問日ごとの提出

※提出書類の様式は上北教育事務所ホームページからダウンロードが可能。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>



(2) 提出先

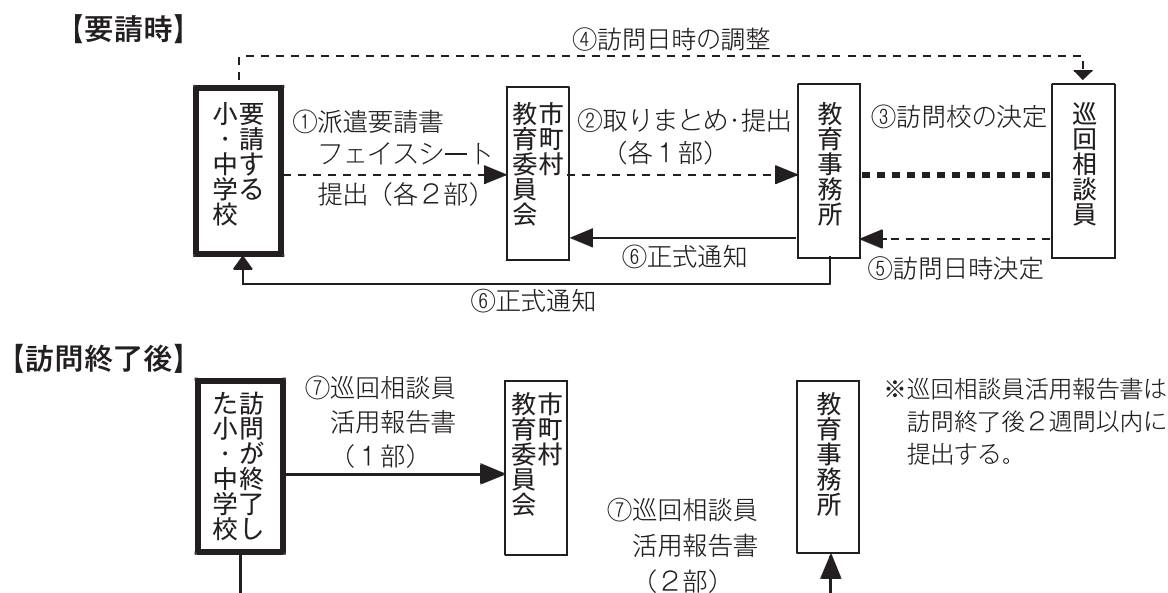
管内小・中学校・・・・・・・・市町村教育委員会に1部、上北教育事務所に2部提出
 三本木高等学校附属中学校・・・青森県教育委員会に1部、上北教育事務所に2部提出

(3) 提出期限・・・訪問終了後2週間以内

5 その他

- ・巡回相談員が所属する学校を訪問して助言・援助を受けることもできる。（学校配分旅費）
- ・巡回相談員の訪問に係る旅費は、上北教育事務所が負担する。

【参考】 小・中学校における巡回相談の流れ



※巡回相談員設置要綱により、要請時と訪問終了後では、書類の提出先と部数が異なる。

※三本木高等学校附属中学校は、上記の表と異なる提出方法であるため、上北教育事務所担当者で確認の上で進めること。

特別支援教育専門家チームの設置

1 特別支援教育専門家チーム設置要項（抜粋）

○ 設 置

公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を、専門的立場から支援するとともに、各校の校内支援体制の整備及び支援の充実を図るために、専門家チームを設置する。

○ 委 嘱

専門家チームの委員は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 大学教員 (2) 県教育委員会指導主事 (3) 学識経験者

○ 職 務

専門家チームは、次の職務を行う。

- (1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の指導内容・方法、学級経営等に関する学級担任等への助言・援助
- (2) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校内支援体制の整備に関する助言
- (3) 発達障がい等の障がい理解や支援に関する情報提供及び理解啓発
- (4) その他発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の校内支援体制に関すること

○ 派遣要請（公立幼稚園、小学校、中学校の場合）

公立幼稚園長、小・中学校長は、設置者である市町村教育委員会を通して特別支援教育専門家チーム派遣要請書（第1号様式）により、県教育長へ派遣を要請するものとする。

○ 派 遣

県教育長は、専門家チームの派遣要請を受け、必要と認める場合、専門家チームの委員を公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ派遣するものとする。

○ 派遣に関する旅費

専門家チームの委員の派遣旅費は、県教育庁学校教育課が負担する。

2 専門家チームの派遣手続きについて

(1) 公立小・中学校

公立小・中学校の校長は、専門家チームの助言等を必要とする場合は、専門家チーム派遣要請書（第1号様式）を市町村教育委員会教育長へ3部提出すること。

(2) 市町村教育委員会

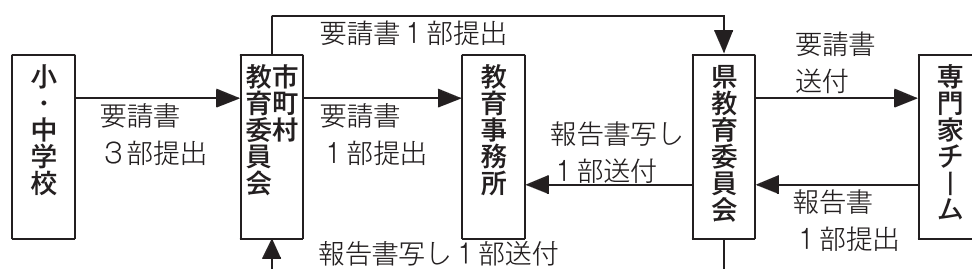
市町村教育委員会は、公立小・中学校から提出された要請書3部のうち、それぞれ各1部を県教育委員会教育長及び教育事務所宛てに提出すること。

また、もう1部は市町村教育委員会で保管すること。

(3) 専門家チームの報告書について

県教育委員会は、専門家チームから提出された報告書の写しを、関係する市町村教育委員会教育長及び教育事務所宛て送付する。

市町村教育委員会及び教育事務所は、報告書を保管すること。



※専門家チーム派遣要請書（第1号様式）の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードが可能。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>



事故、感染症等の報告

1 児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合

※主な事故等…各種事故、事件、違反、生徒指導上の問題行動、火災、地震、台風、津波、弾道ミサイル等

以下(1)又は(2)のどちらに当たるかを判断し報告する。

※児童生徒に関することは教育課へ、職員・施設に関することは総務課へ

(1) 緊急を要する場合

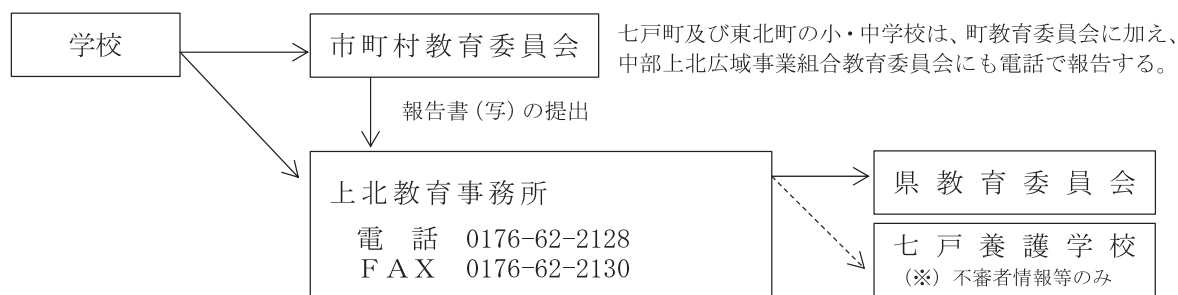
- (例)
- ・自然災害等により、人的被害や学校施設等に甚大な被害があった場合
 - ・自然災害等により、臨時休業や時間短縮の措置をとった場合
 - ・重大な事故や事件等が発生し、緊急車両等を要請した場合
 - ・職員が、重大な交通違反や人身事故等を起こした場合

①学校は、市町村教育委員会及び上北教育事務所へ速やかに電話で報告する。

その後の状況についても、引き続き報告する。

②学校は、報告書を作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。

③市町村教育委員会は、報告書の写しを上北教育事務所長へ提出する。



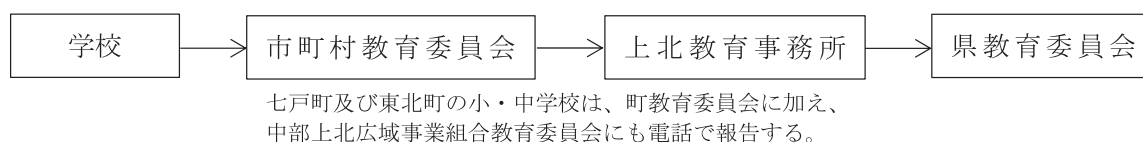
(2) 緊急を要しない場合

- (例)
- ・自然災害等により、学校施設等に被害があった場合（ただし、各市町村における震度が5弱以上の地震の場合は、被害なしでもその旨を速やかに報告する。）
 - ・軽微な事故等が発生し、緊急車両等を要請した場合
 - ・職員が、軽微な交通違反や物損事故等を起こした場合

①学校は、市町村教育委員会へ速やかに電話で報告する。

②学校は、報告書を作成し、市町村教育委員会教育長へ提出する。

③市町村教育委員会は、報告書の写しを上北教育事務所長へ提出する。



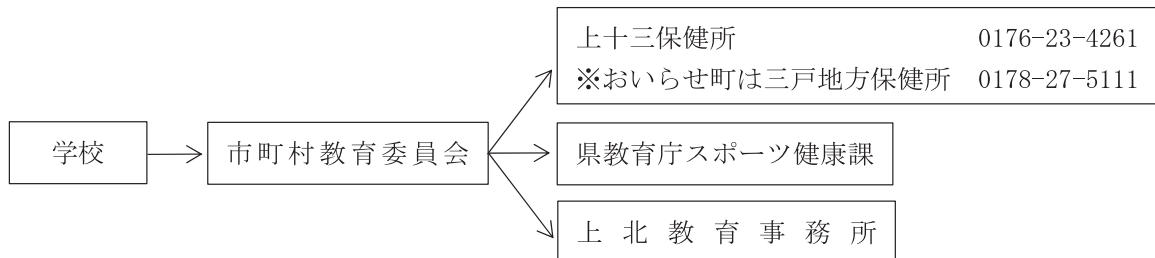
2 感染症、食中毒等の場合

下記(1)～(3)において、生命に関わる症状を呈した場合や報道発表が予想される場合、学校は、上北教育事務所にも直接電話で報告する。なお、下記の報告ルートの基本とするが、各市町村のマニュアルがあるときは、これに従う。

(1) 集団かぜ（インフルエンザ様症状等）・新型コロナウイルス感染症等の発生時

学校において集団的な措置（臨時休業等）をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。

- ①学校は、「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、PDFを作成後、市町村教育委員会へ電話で報告する。
- ②市町村教育委員会は、保健所、県教育庁スポーツ健康課及び上北教育事務所へ電話で報告する。

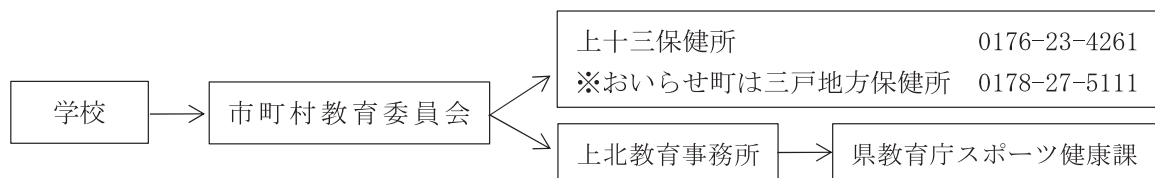


(2) 麻しん・風しんの発生時

欠席等の連絡があった場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。

※「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力、確定診断後に行うこと。

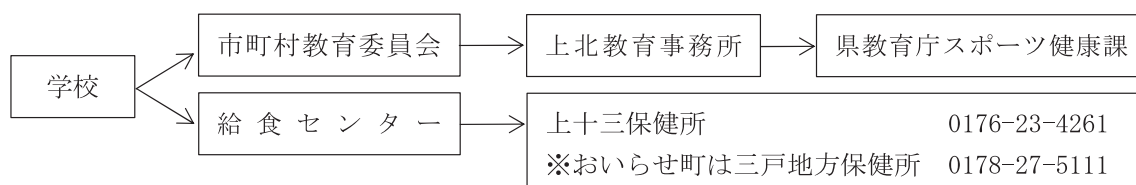
- ①学校は、市町村教育委員会へ電話で報告した後、FAX又はメールで「送付票」（様式1*）を提出する。
- ②学校は、集団的な措置（臨時休業等）をとる場合、市町村教育委員会に電話で報告した後、FAX又はメールで「麻しん・風しん」の発生及び措置状況」（様式2-1*）を提出する。
- ③市町村教育委員会は、保健所及び上北教育事務所へ電話で報告する。



(3) 食中毒・給食への異物混入等の発生時

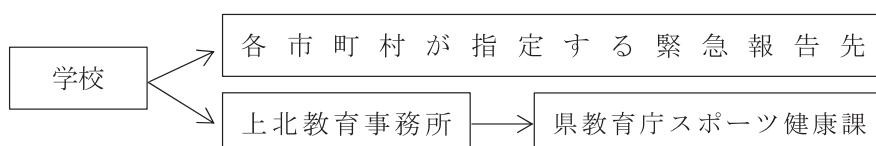
学校給食において発生が疑われる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。

- ①学校は、市町村教育委員会及び給食センターへ電話で報告した後、所定の様式*に把握している範囲で情報を記入し、市町村教育委員会にFAX又はメールで提出する。
- ②市町村教育委員会は、上北教育事務所に所定の様式*による報告を行う。



3 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合

学校は、学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合や学校の敷地内で死亡している野鳥などを発見した場合、下記の流れにより速やかに電話で報告すること。

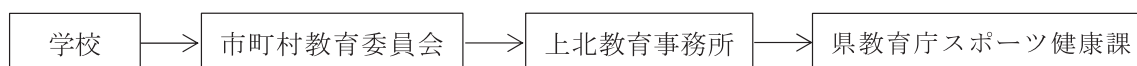


◆留意事項

- ・野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。また、死亡していた野鳥が検査対象外であっても、処理後は発見場所を消石灰（水酸化カルシウム）で消毒すること。
- ・鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにするため、放し飼いをしない、飼育施設に糞尿の落下を防ぐ屋根を設ける等の適切な措置を講じること。

4 その他

学校は、クマ、大型のイヌ、サルなどの鳥獣類の出現により、臨時休業や集団下校などの措置を講じた場合、下記の流れにより速やかに電話で報告すること。



*各様式の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kamikita/kamikitanokyoiku.html>

